

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

### ETC カード特約(コーポレート用)

第9条(会員保障制度)	第9条(会員保障制度)
<p>3.</p> <p>(6)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(7)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(8)その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>3.</p> <p>(6)会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</p> <p>(7)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9)その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
第12条(退会)	第12条(退会)
<p>1. 会員が ETC カードを退会する場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全 ETC カードを当社に返却するものとします。なお、回収もれの ETC カードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者が ETC カードを退会する場合は、当該使用者の ETC カードを添え、管理責任者が所定の届出用紙により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者の ETC カードを当社に返却するものとします。</p>	<p>1. 会員が ETC カードを退会する場合は、管理責任者が<b>当社</b>所定の<b>方法</b>により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全 ETC カードを当社に返却するものとします。なお、回収もれの ETC カードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者が ETC カードを退会する場合は、当該使用者の ETC カードを添え、管理責任者が<b>当社</b>所定の<b>方法</b>により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者の ETC カードを当社に返却するものとします。</p>
第13条(再発行)	第13条(再発行)
<p>1. ETC カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の<b>届けを提出していただき</b>当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定の ETC カード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>1. ETC カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の<b>方法で届出を行い</b>、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定の ETC カード再発行手数料を支払うものとします。</p>
	<p>ETC システム利用規程等については、下記サイトからご確</p>

	<p>認ください。</p> <p>ETC システム利用規程</p>  <p><a href="https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html">https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</a></p> <p>ETC システム利用規程実施細則</p>  <p><a href="https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html">https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</a></p>
(2020 年 10 月改定)	(2024 年 4 月改定)